

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針



概要版

平成30年（2018年）3月

人権尊重宣言都市

宝 塚 市

第3次基本方針策定の趣旨

日本では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する様々な国内諸制度の整備や条約の批准など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今なお部落差別をはじめ様々な人権問題があり、近年ではインターネット上の人権侵害や外国人などへのヘイトスピーチ、貧困にかかわる人権侵害、災害時における被災者への配慮不足などが加わるなど、その内容は複雑化かつ多様化しています。

宝塚市（以下「市」という。）においても、このような人権問題の解決を図るため、平成19年（2007年）策定の「第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下「第2次基本方針」という。）に基づき、様々な取組を実施してきましたが、市の「人権尊重都市宣言」の基本理念に基づき、今後も引き続き積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図る必要があります。

「第2次基本方針」策定以降の社会情勢の変化や法律などの施行や改正、平成28年（2016年）に実施した「人権問題に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）の結果を踏まえ、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下、本方針）を策定し、今後も人権に関する施策を総合的、計画的に推進します。

本方針（概要版）に掲載する図表は、すべて平成28年（2016年）「市民意識調査報告書」から抄出しています。

第3次基本方針の位置付け

本方針は、平成12年（2000年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、策定します。

平成23年（2011年）「第5次宝塚市総合計画」、平成28年（2016年）「第5次宝塚市総合計画後期基本計画」の基本目標の一つである「すべての人々の人権が尊重される心豊かなまちづくり」の実現のための、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となります。

他の関連計画などと整合を図り、人権に関する取組を総合的に推進する理念を明らかにし、他の関連計画の取組を人権の視点で横断的につなぐ役割を果たします。

基本方針の期間

人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、策定から5年後に見直し、5年以内であっても、見直しが必要であると判断した場合には見直します。

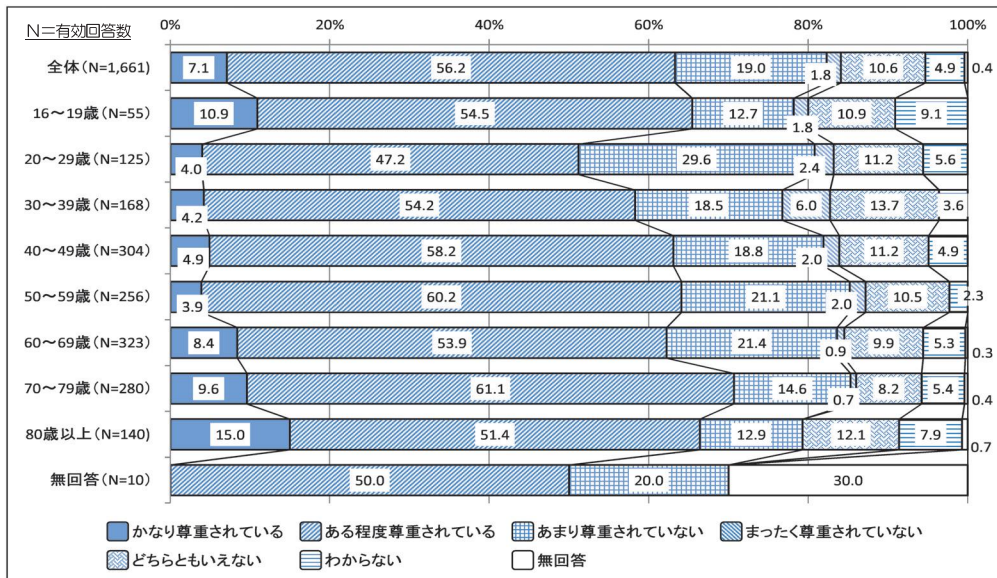
市民意識の現状

市民意識調査は、本方針を策定する基礎資料とするため、平成28年（2016年）10月から11月にかけて、本市在住の16歳以上の市民3,000人を対象に、郵送方式による配付、回収形式にて実施しました。有効回収数は1,661件、有効回収率は55.4%です。

（1）人権意識

“人権が尊重されていると思うか”の項目については、70歳以上の高い年齢層で「尊重されている」への回答が高くなっていますが、各年代の10%以上が「どちらともいえない」「わからない」と回答しています（図1）。一人ひとりが権利主体であること、また誰もが「人権問題」の当事者になり得ることを自覚し、人権への関心を高める必要があります。

【図1 人権が尊重されていると思うか（年齢別）】

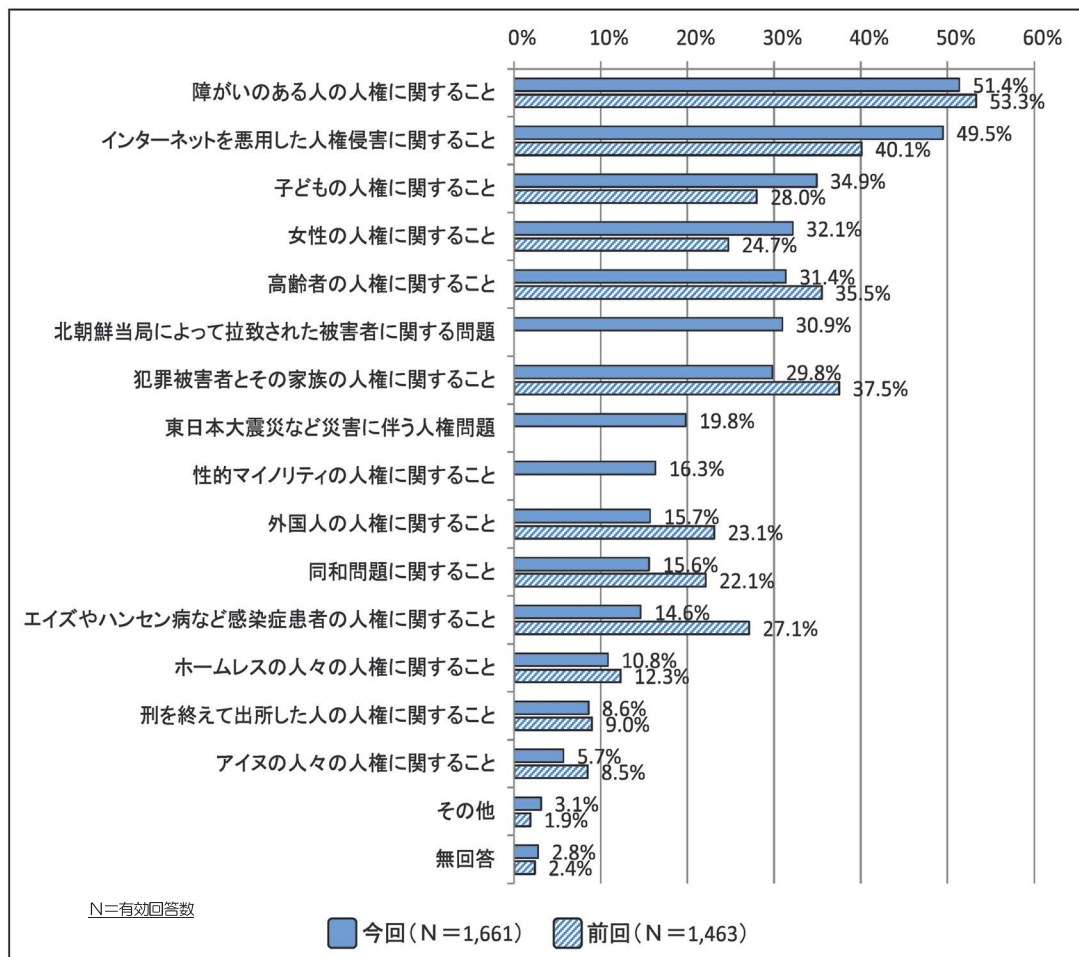


（２）早急に解決すべき人権問題

“早急に解決すべき人権問題”では「障がいのある人の人権」「インターネットを悪用した人権侵害」「子どもの人権」の順で関心が高くなっています（図２）。

「障害者差別解消法」の施行や子どもの貧困問題が注目を集めていること、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの急速な浸透に伴う今日的な人権問題に市民の関心が高まっていると考えられます。

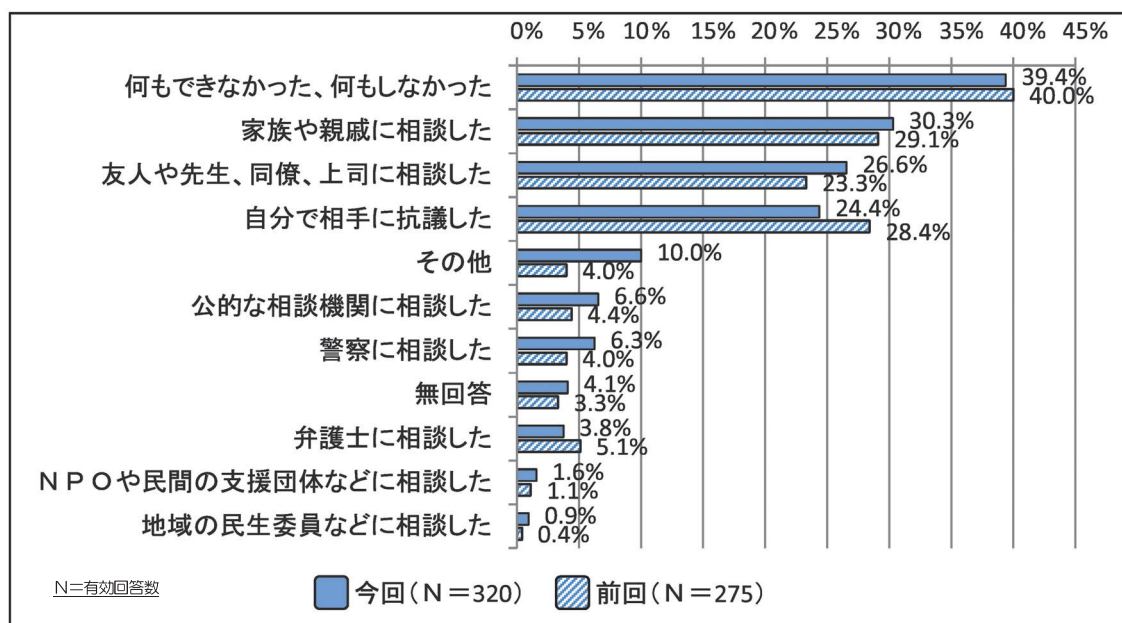
【図２ 早急に解決すべき人権課題】



(3) 人権侵害への対応

“人権侵害を受けたとき、どうしましたか”の項目については、「何もできなかった、何もしなかった」と回答した人が39.4%と高く、家族や友人などの身近な人に相談する人が増えています（図3）。市民に対し地域の人権擁護委員や人権相談窓口についてあらゆる場を通じて周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や多様化する人権問題への認識と理解を深めていくことが大切です。

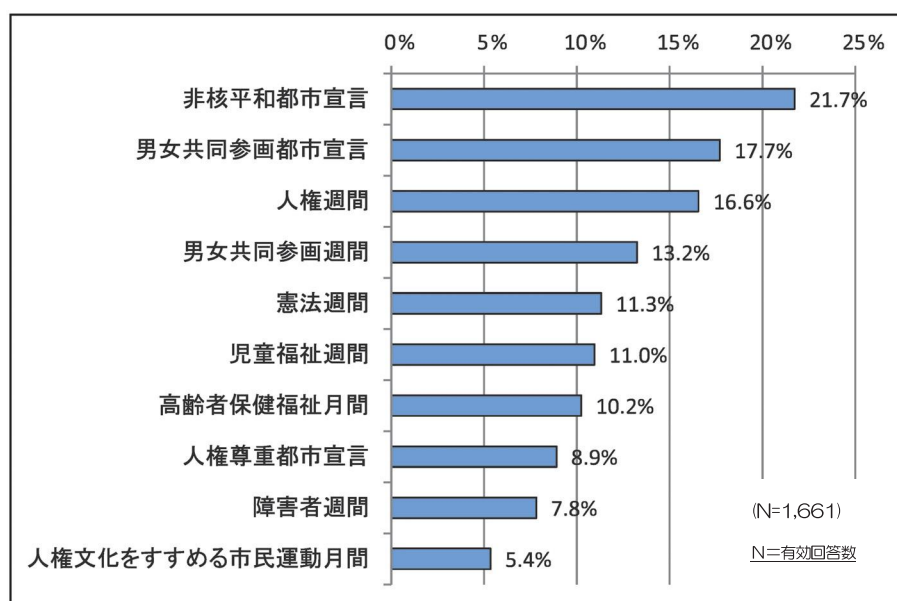
【図3 人権侵害を受けたときの対応】



(4) 人権啓発

市が行っている“都市宣言や週間・月間運動などについて知っていますか”の項目については、最も認知度の高い「非核平和都市宣言」が21.7%にとどまり、多くの啓発事業や行事が市民に浸透していない状況です（図4）。事業などの認知度を高めるとともに、広く関係団体と連携しながら人権に関して大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、参加、利用が増えていくよう、工夫を凝らした事業展開が必要です。

【図4 各種都市宣言や週間・月間運動の認知度】



人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って、はじめて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方でもあります。

このような考え方に基づき、市ではすべての人々の人権が尊重される、明るく住みよい地域社会をめざします。

人権教育、啓発の基本的あり方

人権教育、啓発においては、人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育て、市民一人ひとりが日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。

したがって、人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他の様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。

①協働による人権教育、啓発の推進

③時、場所に応じた効果的な方法

②実施主体間の連携と多様な機会の提供

あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権尊重社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解し、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に表れる必要があります。そのために、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、市民と市が協働し、様々な手法を取り入れ、人権教育、啓発を進めます。

①保育所（園）、幼稚園、学校

②家庭、地域、職場

個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別

日本固有の重大な人権問題である部落差別は、被差別部落に地縁、血縁をはじめとした様々な関係を持つことを理由に、結婚や就職、日常生活上で差別を受けるという問題です。

このことは憲法がすべての国民に保障している基本的人権が侵害されている人権問題であり、私たち一人ひとりが解決に取り組まなければならない課題です。

市民意識調査において、“同和問題があることを知っていますか”の設問では、29歳以下の若年層で同和問題を知らない人が増えており（図5），“同和問題について次のような発言を直接聞いたことがありますか”という設問でも、他の年代と比べて29歳以下の若年層で聞いたことがない人が多くなっていますが、一方で、「同和地区は治安が悪い」、「住宅を購入する際、同和地区の物件は避けたほうがいい」というような内容の発言を見聞きしています。同和問題についての発信者には「家族」が多く、ごく身近な人から聞いていることが分かります。“発言を聞いたときどう感じたか”の設問では、「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」が全体の4.8%で、「そういう意見もあるのかと思った」が61.9%でした。

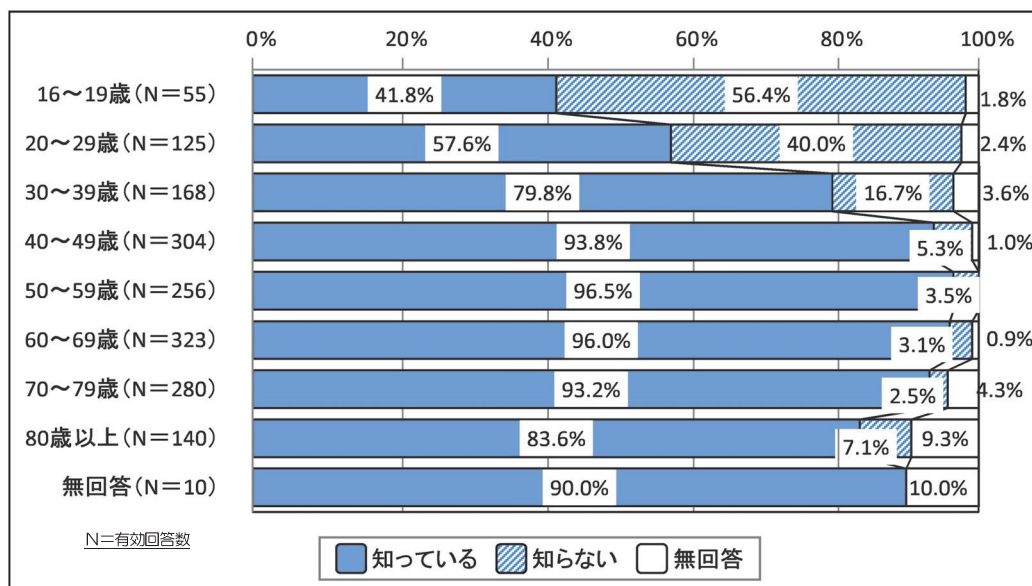
また、“同和地区の人との結婚時の対応”については、子どもの結婚の場合は「本人の意思を尊重する」人が37.9%、自分の結婚の場合は「自分の意思をつらぬく」人が29.1%でした。

部落差別を見聞きした際、適切に対応できる力を市民一人ひとりが獲得していくこと、そのような課題を相談できる人権相談窓口の周知も必要となります。学校教育を終えてからも職場や地域において人権教育、啓発の場を提供し、部落差別を他人事ではなく自らの課題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる学習を展開していきます。

今後は、市民意識調査の結果に鑑み、「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、部落差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

- ①人権啓発活動の充実
②保育所（園）、幼稚園、学校における取組の活性化
③人権文化センターの取組
- ④人権相談の充実
⑤「えせ同和行為」の排除
⑥本人通知制度の推進
- ⑦モニタリング制度の推進
⑧部落差別解消推進法の周知

【図5 同和問題があることを知っているか（年齢別）】



2. 障がいのある人

国際連合は、昭和56年（1981年）、「国際障害者年」を定め、障がいのある人が自分で自分の生き方を選択して決める権利が保障され、障がいのある人もない人も、ともに生活ができる社会の実現を基本とするようになりました。

障がい者の権利を実現していくために、障がいに基づくあらゆる差別を禁止し、障がい者の社会参加を促進するための措置などを規定した「障害者権利条約」が平成20年（2008年）に発効し、日本においては、「障害者基本法」の改正、「障害者総合支援法」「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」が施行されるなど、様々な取組が進められてきました。

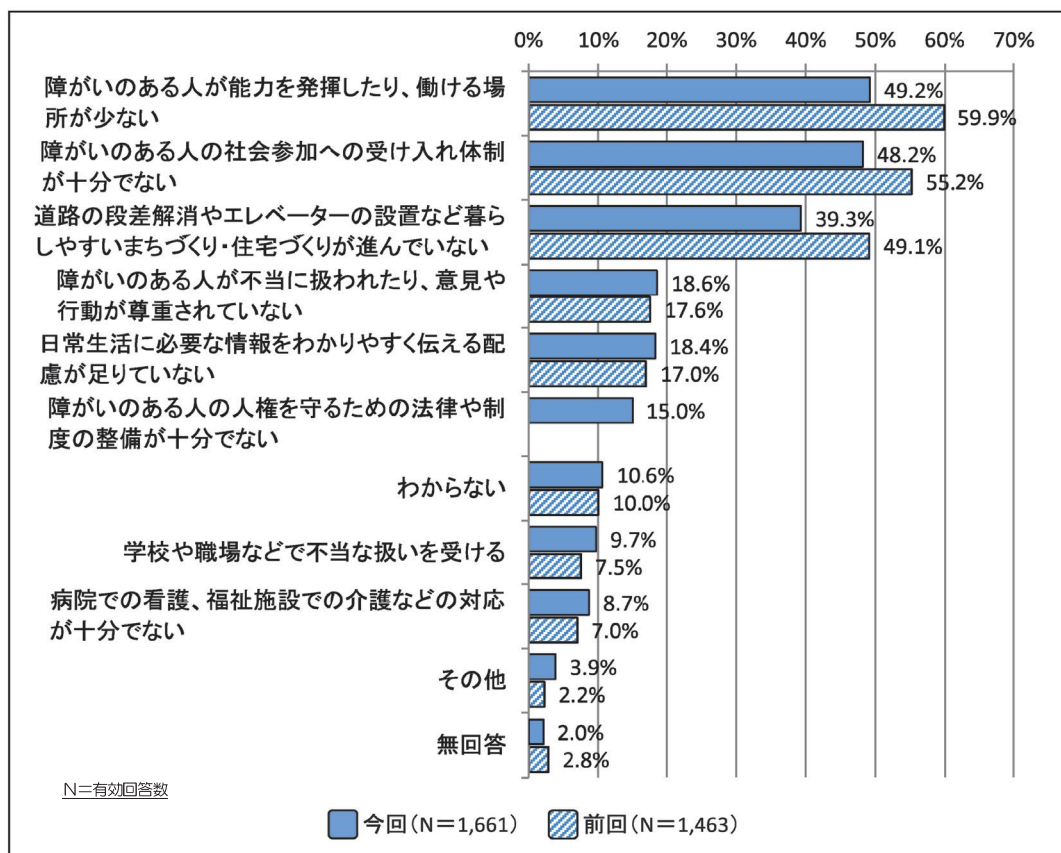
市においては、平成29年（2017年）1月に「障害者差別解消に関する条例」を施行し、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供などの障がいを理由とする差別の解消を推進しています。さらに、手話言語条例を施行し、手話は言語であることを認識し、手話の理解に努め、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。

市民意識調査において、“障がいのある人の人権に関して特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、「障がいのある人が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」「障がいのある人の社会参加への受け入れ体制が十分でない」「道路の段差解消やエレベーターの設置など暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいない」が高くなっています（図6）。

「障害者差別解消に関する条例」などの趣旨に沿って、更なる充実を図っていきます。

- | | | |
|------------------|--------|-----------|
| ①権利擁護の推進 | ③教育の推進 | ⑤保健、医療の充実 |
| ②自立生活の支援と社会参加の促進 | ④就労の促進 | |

【図6 障がいのある人の人権に関して、特に強く問題だと感じること】



3. 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等を定めていますが、その精神が真に理解されて実際にいかされているとは言い難い状況です。殊に長い間、生物学的な性別（セックス）とは別に、社会的、文化的につくられた性別（ジェンダー）は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

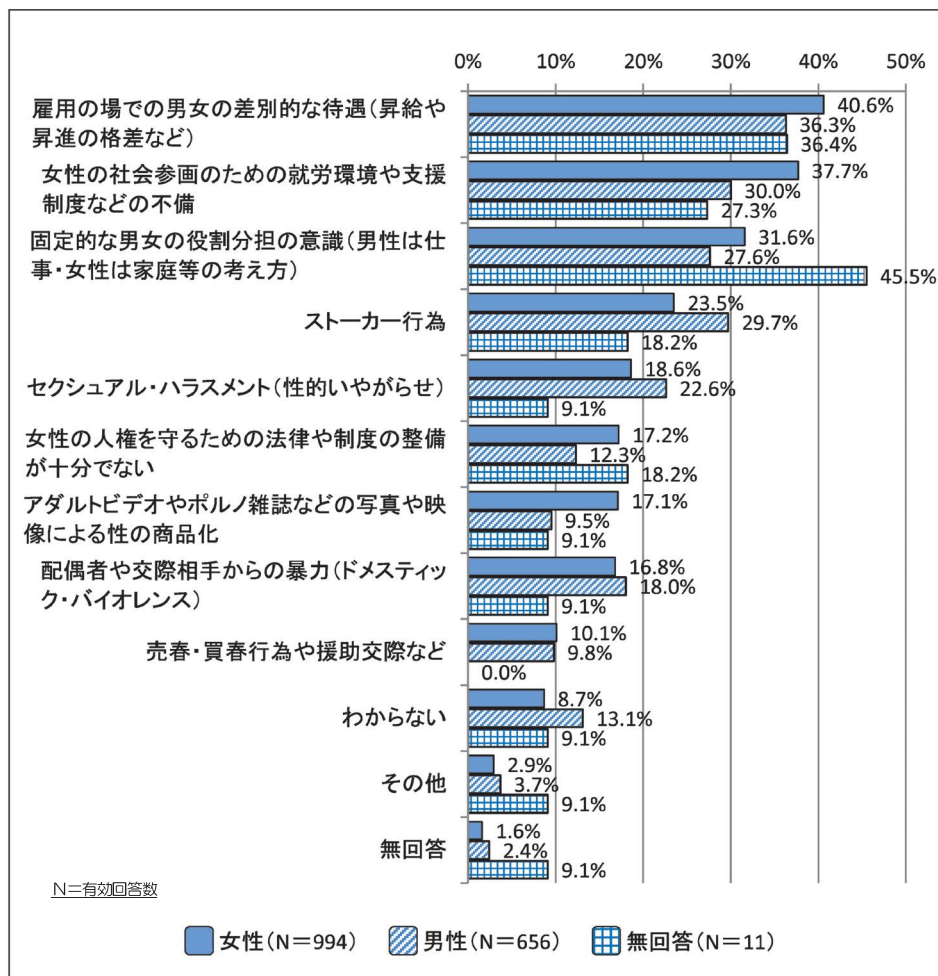
市においては、男女共同参画社会の形成をめざし、平成28年（2016年）にDV対策基本計画と合わせた「第2次宝塚市男女共同参画プラン」を策定しました。また、配偶者などからの暴力防止の取組では、DVを許さない社会の実現をめざして、「たからづかDV相談室（宝塚市配偶者暴力相談支援センター）」を開設し、被害者の支援や自立に向けた取組などを行っています。

市民意識調査において、“女性の人権に関して特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、配偶者や交際相手からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力行為以外については女性に比べて男性の関心が低いことがわかります（図7）。

「第2次宝塚市男女共同参画プラン」の基本構想「社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち」「すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち」「各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち」「性の多様性が尊重されるまち」に基づき、男女共同参画社会をめざして取組を進めます。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ①男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進 | ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 |
| ②女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重 | ④男女共同参画社会実現のための総合的推進 |

【図7 女性の人権に関して、特に強く問題だと感じること（性別）】



4. 高齢者

日本における高齢化は例を見ない速さで進行しており、平成 17 年（2005 年）に先進国で最も高い高齢化率 20.1%を記録して以降、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えています。

市の高齢化率は全国と同様に年々増加しており、平成 29 年（2017 年）10 月現在で 26.9%となっており、全国平均 27.7%と比べるとやや低い水準となっています。しかし、平成 26 年（2014 年）から平成 29 年（2017 年）にかけて、全国平均が 1.7 ポイント増、市が 1.8 ポイント増で、高齢化が全国平均を上回る速さで進行しています。

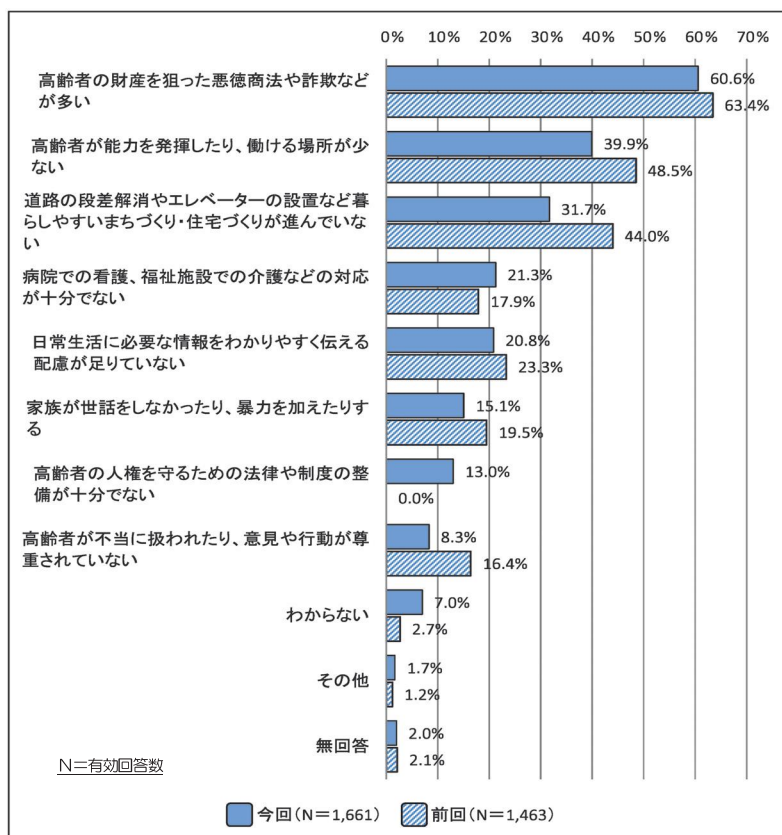
市においては、これまで進めてきた介護保険制度や高齢者福祉の施策の推進に継続的に取り組むとともに、市の地域課題、地域資源、高齢化の進展などの実情を踏まえ、地域ケア会議や高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、地域包括支援センターによる相談や介護相談員の派遣など「高齢者が住み慣れた地域の中で、健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」の実現に向けて取り組んでいます。

市民意識調査において、“高齢者の人権に関して特に問題だと感じること”を尋ねたところ、「高齢者の財産を狙った悪徳商法や詐欺が多いこと」が 60.6%で最も高く、次いで「高齢者が能力を発揮したり、働ける場所が少ない」「道路の段差解消やエレベーターの設置など高齢者が暮らしやすいまちづくり・住宅づくりが進んでいない」となっています（図 8）。

高齢者の人権問題に取り組むにあたっては、「人権とは人間そのものの尊厳を指すものである」と認識し、高齢者を取り巻く環境の整備と施策を積極的に推進していきます。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ①高齢者の権利擁護と虐待防止 | ④福祉のまちづくりの推進 |
| ②認知症施策の推進 | ⑤エイジフレンドリーシティの推進 |
| ③社会参加といきいきづくりの促進 | ⑥保育所（園）、幼稚園、学校における人権教育の充実 |

【図 8 高齢者の人権に関して特に強く問題だと感じること】



5. 子ども

子どもは一人ひとりがかけがえのない存在であり、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、守られる、育つ、そして参加する権利があることが「児童の権利条約」で明記されています。子どもを取り巻く家庭や社会環境は、インターネットの普及、有害な図書やテレビ番組などによる大量の情報の氾濫、少子化と核家族化など著しい変化、子育ての不安など様々な要因が重なって起こる子どもへの虐待やいじめなどが大きな社会問題となっています。さらに、携帯電話やスマートフォンを媒介としたインターネット上の書き込みによるトラブルや事件に巻き込まれるケースの増加といった子どもの人権を侵害する深刻な問題が発生しています。また、子育てにかかる経済的負担は大きく、格差の広がりは、貧困によって教育や進学之机を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼしています。

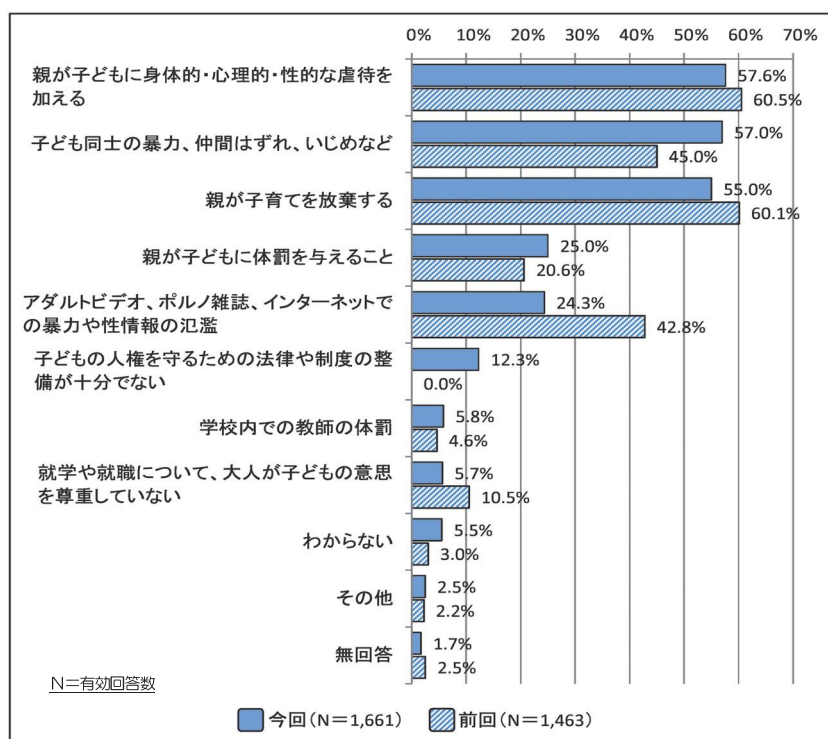
市においては、「子ども条例」や「いじめ防止等に関する条例」の施行、子どもの権利サポート委員会やいじめ対応ネットワーク会議、いじめ防止対策委員会の設置など、様々な取組を進めてきました。

市民意識調査で“子どもの人権に特に強く問題だと感じること”を尋ねたところ、「親が子どもに身体的・心理的・性的な虐待を加える」「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」「親が子育てを放棄する」といったことに関心が高く、特に「子ども同士の暴力、仲間はずれ、いじめなど」への関心が前回調査時よりも12.0ポイントも高くなっています（図9）。

子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもをあらゆる差別や虐待、搾取から守る体制を築く必要があります。また、子どもたちに自らの人権を守ることと他者の人権を尊重することの意義の理解を深め、具体的な行動について結びつけていくことが重要です。

- | | | |
|-----------------|------------------------|--------------------|
| ①児童虐待防止の取組 | ⑤不登校児童生徒への支援 | ⑨すべての子どもと家庭、地域への支援 |
| ②いじめ防止の取組 | ⑥特別支援教育の充実 | ⑩子どもの人権擁護の推進 |
| ③体罰根絶のための方策 | ⑦一人ひとりが大切にされ、共に育つ教育の充実 | |
| ④非行防止、健全育成活動の充実 | ⑧子どもの社会参加の促進 | |

【図9 子どもの人権に関して、特に強く問題だと感じること】



6. 外国人

市内の外国人住民数は減少していますが、平成29年（2017年）10月末現在、3,033人で、市の人口の約1.3%を占めています。そのうち、韓国・朝鮮が最も多く（59.8%）、次に中国（11.6%）、フィリピン（4.2%）、ブラジル（3.7%）の順になっています。

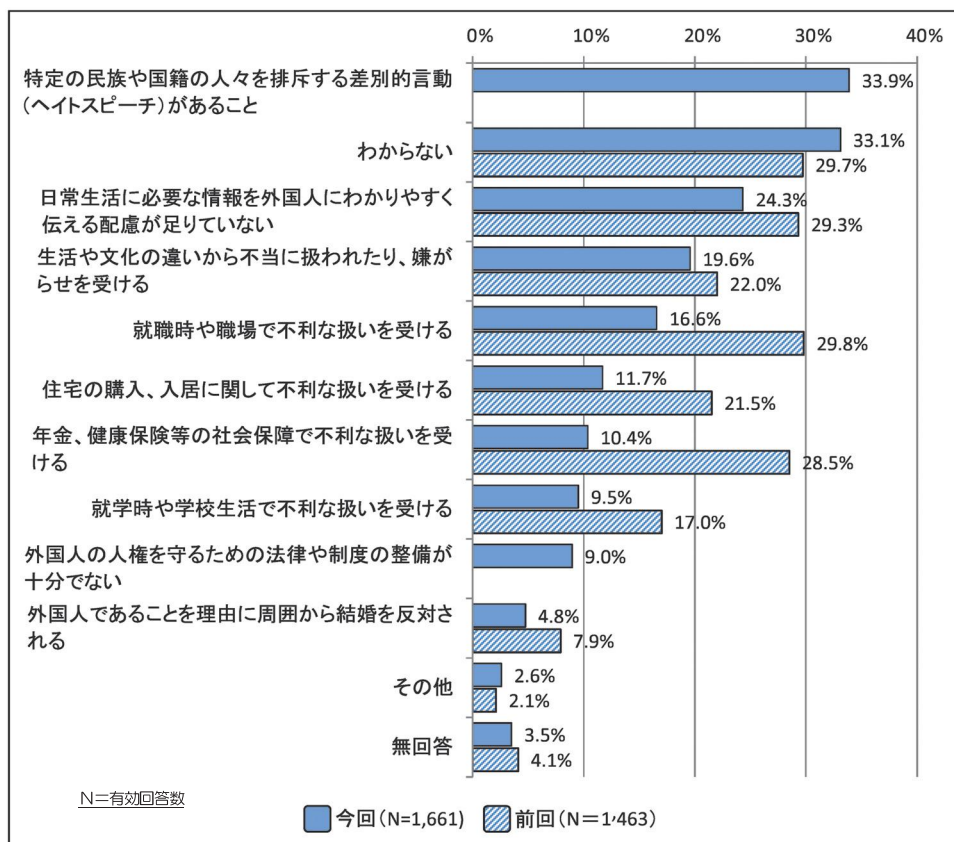
韓国・朝鮮の割合が高いのは、日本の朝鮮に対する植民地支配と同化政策による直接間接の結果として、多くの人々が強制連行や徴用といった形などで日本に住むことを余儀なくされてきたという事実があります。また、市での割合が高い背景には、戦中から、六甲砂防工事、福知山線鉄道工事、県道尼宝線工事、武庫川改修工事など幾つもの大規模な土木工事の多くに、韓国・朝鮮人が従事していた歴史的経緯があります。

市民意識調査で“日本における外国人の人権に関して特に問題だと感じること”を尋ねたところ、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）があること」や「日常生活に必要な情報を外国人にわかりやすく伝える配慮が足りていない」に対する回答が高くなっていますが、「わからない」も高くなっています（図10）。

近年では特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となるなど、いまだに様々な問題があります。問題解決のためには、自分と異なる文化、生活習慣、宗教、言語などを誰もが寛容に受け止め、互いに相違を認め合うことが必要です。また、国際化が進む日本において、外国籍を有する人たちも共に社会を構成する人たちであり、この社会に貢献する隣人であるという認識に立ち、外国人に対する理解を深め、偏見や差別解消に向けた取組を推進します。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ①外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現 | ⑤社会参加の促進 |
| ②出会いと交流の場づくり | ⑥相談体制の充実 |
| ③多文化共生教育の推進 | ⑦ヘイトスピーチに対する取組 |
| ④多様な学習機会の提供 | |

【図10 日本における外国人の人権に関して、特に強く問題だと感じること】



7. インターネットによる人権問題

インターネットには発信者に匿名性があり、情報発信が技術的、心理的に容易にできるといった面があります。例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、行為、個人や集団にとって有害な情報の掲載、プライバシーに関わる情報の無断掲示、リベンジポルノなどの人権にかかわる問題が発生しています。いったんインターネット上に掲載されると被害は急速に拡大し、これを削除することは極めて困難となります。

さらに、それらの利用者の低年齢化により子どもたちの間でのネットいじめや個人情報の流出、青少年が出会い系サイトなどの有害サイトを通じて事件や犯罪に巻き込まれるなどの問題も多くなっています。

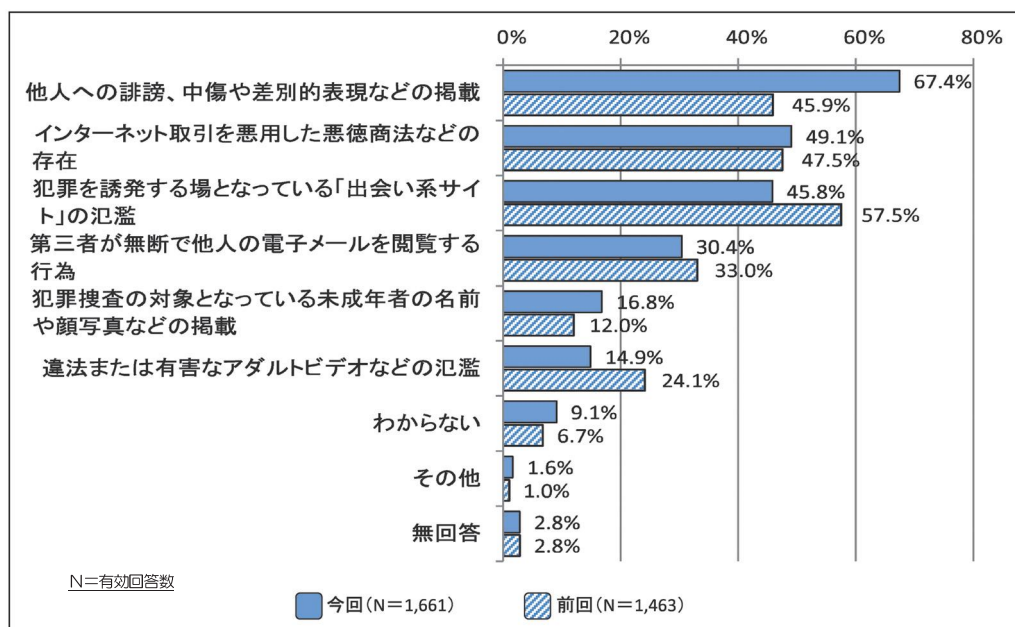
青少年のインターネットの利用に伴う問題については、青少年が情報を主体的、合理的に選択、判断する能力（メディアリテラシー）を身に付けられるよう、学校において、児童、生徒に対し、情報社会における正しい判断や望ましい態度と、犯罪に巻き込まれないための危機回避の方法やセキュリティの知識、技術を習得させるための情報モラル教育を充実させる一方、周囲の大人も青少年のインターネットの利用の現状を把握し、フィルタリング機能を持たせることなどの危機回避、トラブル対処に関する知識を持ち、学校、家庭、地域が連携して取り組む必要があります。

市民意識調査で「インターネットを悪用した人権侵害で、特に強く問題だと感じることを尋ねたところ、「他人への誹謗中傷や差別的な表現などの掲載」が67.4%と最も高く、次いで「インターネット取引を悪用した悪徳商法などの存在」が49.1%、「犯罪を誘発する場となっている『出会い系サイト』などの氾濫」が45.8%となっています（図11）。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて、理解するための教育や啓発の充実を図る必要があります。さらに利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭とそのような偏見や差別意識を生じさせない啓発と教育も必要です。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

- ①情報モラル、情報活用能力の育成
- ②学校での取組
- ③トラブル対処の方法や相談窓口の周知
- ④モニタリング制度の推進

【図11 インターネットを悪用した人権侵害で、特に強く問題だと感じること】



8. 性的マイノリティ

性については多様なあり方があります。自分の性別に違和感がなく性的指向（性愛の対象）が異性に向かう人、性的指向が同性に向かう同性愛や男女両方に向かう両性愛の人、生物学的な性「からだの性」と性に関する自己認識「こころの性」が一致せず、「からだの性」と異なる性別で生きる人、生きたいと望む人やその不一致に悩む「性別違和」の人があり、それぞれの頭文字をとってLGBTと言います。LGBT以外にも心の性や好きになる性がはっきりしない人、決めなくなったり、わからなかったりで悩んでいる場合や自分を男性、女性のいずれかとは認識していない人もいます。最近では、それら様々な性のあり方について、性的指向と性自認を表すSOGIという言葉で用いられることもあり、性別表現においてもそれは多様です。

民間の調査によると日本では、同性愛、両性愛、からだの性とこころの性が一致しない人は、合わせて5～8%という結果もあり、多様な性を生きる人は元来、身近な存在であると言えます。

また、大多数の女性、男性の体とは生まれつき一部異なる体の状態（性分化疾患）の当事者の大多数は、切実に「体の一部が異なるだけの女性、男性」と感じているにも関わらず、「男でも女でもない、中間の体」という根深い社会的偏見があります。性分化疾患を持つ人々にも、性的指向、性自認に関わる性的マイノリティの人はいますが、自殺対策、人権問題としても、極めて慎重な配慮が必要です。

日本では、男女の性区分と異性愛を前提とする社会の中で、性的マイノリティの方々は、差別や偏見の対象になることを恐れ、ありのままの自分を表現することができなったり、多数者の性のあり方のみを前提とした価値観を押し付けられて苦しんできました。性の区分を前提とする社会生活上の不利益もあります。

市では、「ありのままに自分らしく生きられるまち宝塚（性的マイノリティに寄り添うまちづくりの取組）」を策定し、「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の制定など、性の多様性を理解し、誰もがありのままで、安心して自分らしく過ごせる、誰もが生きやすい社会をめざして取り組んでいます。引き続き、社会の中の根深い偏見や差別の解消が必要です。

- ①市民の理解促進と自分らしい生活の実現
③パートナーシップ制度の推進

②保育所(園)、幼稚園、学校における取組

【表1 性的マイノリティの人権を守るために必要なこと（年齢別）】

	人権に関する問題だから社会全体で解決に取り組むべきだと思う	相談などができる公的な機関の充実	学校教育や社会教育の充実	特にない	わからない	その他	有効回答数
16～19歳	19 34.5%	12 21.8%	17 30.9%	2 3.6%	13 23.6%	3 5.5%	55 100.0%
20～29歳	59 47.2%	51 40.8%	48 38.4%	8 6.4%	21 16.8%	5 4.0%	125 100.0%
30～39歳	69 41.1%	59 35.1%	72 42.9%	14 8.3%	30 17.9%	8 4.8%	168 100.0%
40～49歳	114 37.5%	121 39.8%	127 41.8%	24 7.9%	55 18.1%	4 1.3%	304 100.0%
50～59歳	92 35.9%	108 42.2%	105 41.0%	23 9.0%	55 21.5%	4 1.6%	256 100.0%
60～69歳	113 35.0%	113 35.0%	111 34.4%	39 12.1%	92 28.5%	1 0.3%	323 100.0%
70～79歳	90 32.1%	95 33.9%	73 26.1%	30 10.7%	97 34.6%	3 1.1%	280 100.0%
80歳以上	43 30.7%	46 32.9%	35 25.0%	11 7.9%	54 38.6%	0 0.0%	140 100.0%
無回答	4 40.0%	3 30.0%	2 20.0%	2 20.0%	3 30.0%	0 0.0%	10 100.0%
合計	603 36.3%	608 36.6%	590 35.5%	153 9.2%	420 25.3%	28 1.7%	1,661 100.0%

9. 様々な人権問題

その他、以下の人権問題についても、その解決のため、教育、啓発活動に取り組みます。

(1) 犯罪被害者など

○「犯罪被害者支援条例」の趣旨に沿って犯罪被害者などの人権擁護に資する啓発活動を推進します。

(2) 感染症患者など

HIV陽性者など

○啓発活動を継続し、陽性者を支え共生していける社会づくりに取り組みます。

ハンセン病患者、元患者など

○正しい知識の普及とともに、患者、元患者への理解を深めるための啓発活動を推進します。

難病患者など

○病気などに関する正しい知識、理解を深めるための啓発活動を推進します。

(3) ホームレス

○国、県の施策と連携を図りながら、市の実情に応じた施策を実施します。

(4) 刑を終えて出所した人

○本人の強い更生意欲とともに周囲の人々の理解と協力が必要であり、啓発活動を推進します。

(5) アイヌの人々

○偏見や差別意識を解消し、アイヌの人々の人権を尊重する社会の実現をめざします。

(6) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題

○人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、国、県などとも連携し啓発活動を進めます。

(7) 環境問題と人権

○環境についての現状や課題についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を進めます。

(8) 東日本大震災に起因する人権問題

○風評などに基づく人権侵害の防止のため、啓発活動を進めます。

(9) 自殺に関する人権問題

○自殺防止対策のほか、遺族の心のケアや差別、偏見の解消などの支援に取り組みます。

(10) その他

上記以外の人権問題、今後新たに生じる人権問題についても、その解決のための教育、啓発活動に取り組んでいきます。

効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日的な人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

- | | | |
|----------------|--------------------|----------------|
| ①全庁的な推進体制 | ④関係団体などとのネットワークの構築 | ⑦広報、啓発活動の推進 |
| ②行動計画の策定と評価 | ⑤参画、協働の推進 | ⑧人権文化センター事業の推進 |
| ③関係機関などとの連携、協力 | ⑥相談窓口の充実 | ⑨基本方針の見直し |

人権尊重都市宣言

すべての人びとの基本的な人権が尊重され、平和で、自由で、平等な社会で、幸せに暮らせることは人類共通の願いです。

しかし、私たちの身のまわりには、今なお、さまざまな差別や人権侵害があとをたちません。

人が人として互いに尊び合い、すべての人びとの人権が保障される、明るく住みよい地域社会を築き上げるために、より積極的な取り組みが求められています。

人権は、市民一人ひとりの不断の努力によって守り、築かれなければなりません。

水と緑とふれあい・共生のまちをめざす、私たちのまち宝塚市は、ここに思いを新たにして、本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成8年3月5日

宝 塚 市

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（概要版）

平成30年（2018年）3月発行

宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電 話：0797-71-1141（代表）

0797-77-9100（直通）

FAX：0797-77-2171

